

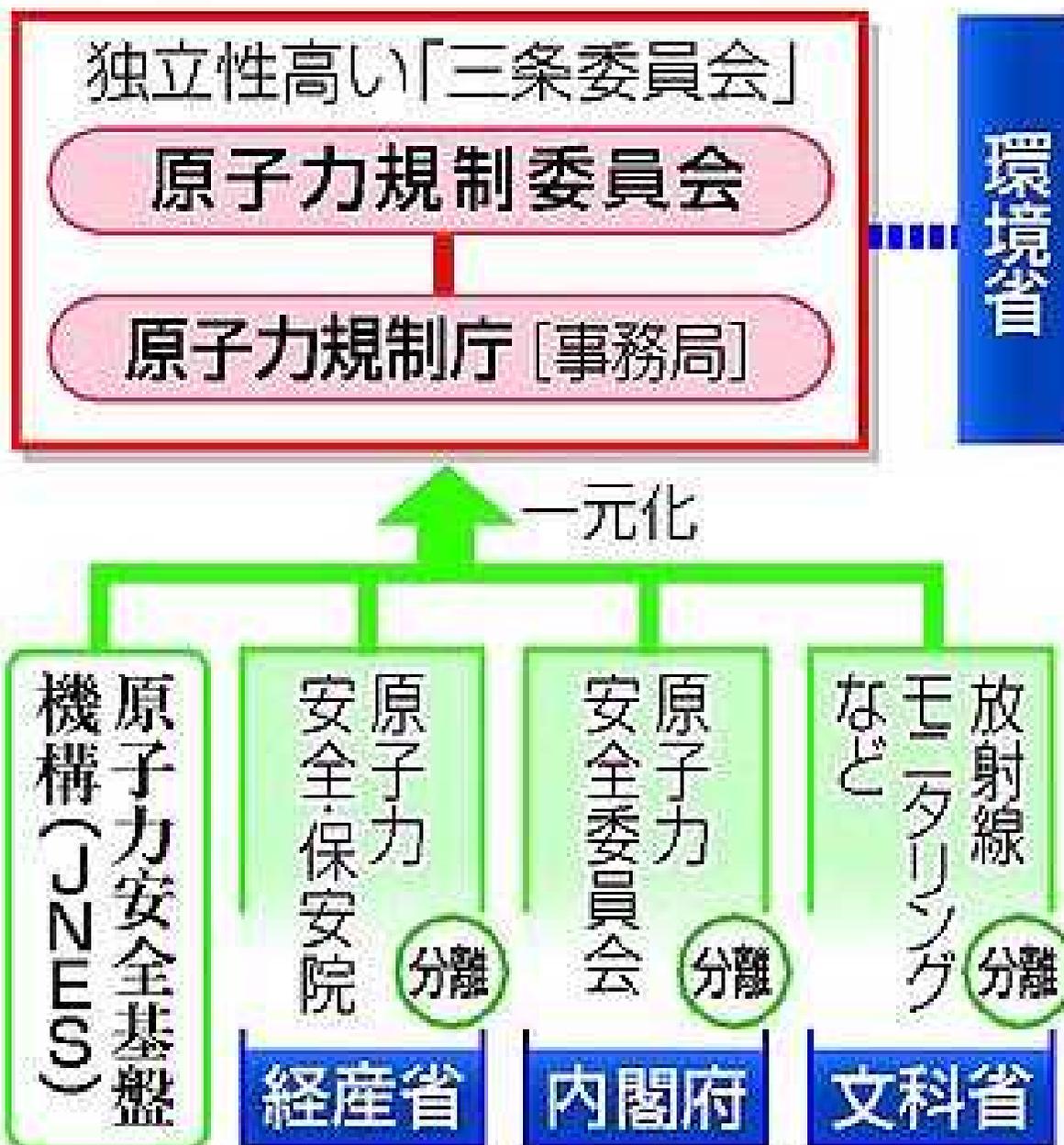
# 原子力規制委員会の問題点

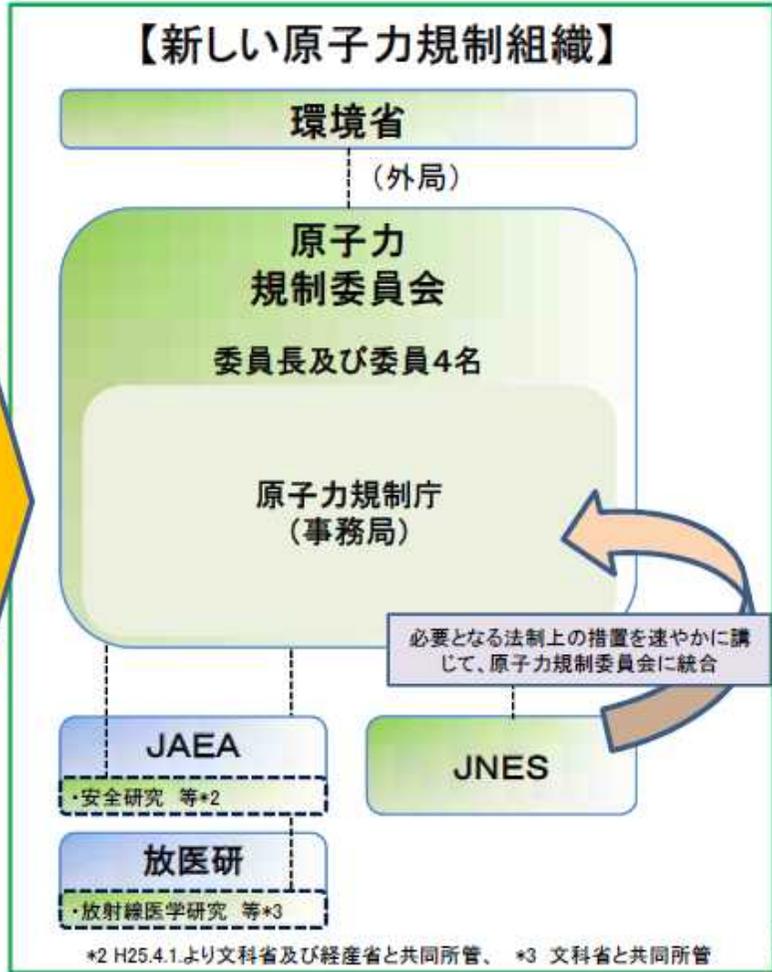
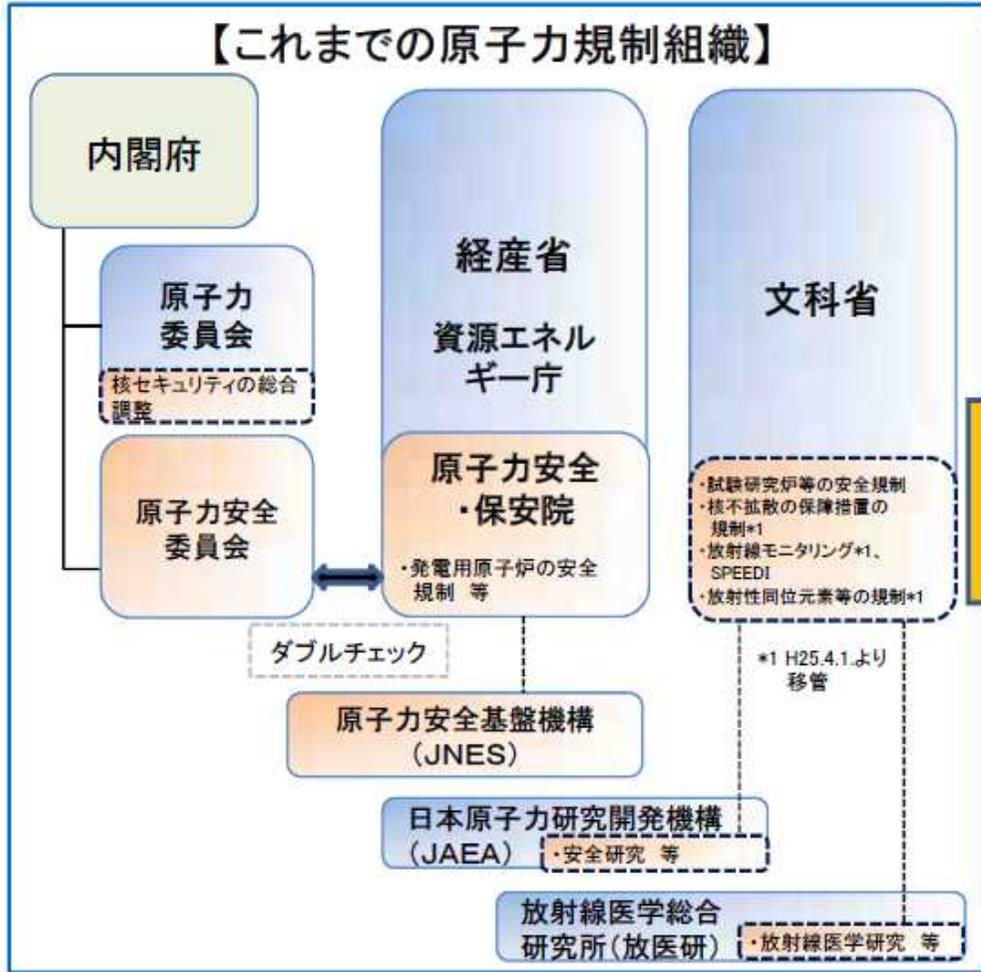
国際環境NGO FoE Japan  
満田 夏花 (みつた・かんな)

# 原子力規制委員会って何？

- 現在の原子力安全・保安院および原子力安全委員会を一元化して設置される新組織で9月から発足。
- 国家行政組織法第3条に基づいて設置された強い権限をもつ行政委員会
- 5人の委員から構成。委員は総理大臣でも罷免はできない。
- 原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散、放射線モニタリングなどを一元的に。

# 新しい原子力規制





# 原子力規制委員会

(委員長)

- 田中俊一 (たなか しゅんいち)

(委員)

- 更田豊志 (ふけた とよし)
- 中村佳代子 (なかむら かよこ)
- 大島賢三 (おおしま けんぞう)
- 島崎邦彦 (しまざき くにひこ)

# 違法性の高い人事に批判噴出

- 原子力規制委員会設置法の趣旨は、「利用と規制の分離」「原子力安全規制に対する国民の信頼を得る」「原子力ムラからの影響排除」  
→これらを完全に無視
- 原子力規制委員会設置法の趣旨に反し、同法第7条第7項違反
- 7月3日付政府ガイドライン違反

# 原子力規制委員会設置法

## 第7条第7項3号

- 「原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者」（＝原子力事業者）の役員・従業員は、委員長または委員に就任することができない。

### 7月3日付政府ルール

＝ 「就任前直近3年間に、原子力事業者等及びその団体の役員、従業員等であった者」は委員に就任できない

# 委員長・委員の資質 ～低線量被ばくを過小評価～

- 田中俊一氏は、最後まで原子力損害賠償紛争審査会で、自主的避難者への賠償に反対。
- 「100mSvというのは健康に大きな影響がないということ。このあたりをどう今後住民に、折り合いをつけていただくかということが大変大事」
- 中村佳代子氏は、「低線量被ばくでは、子どもと大人で発がんリスクに差がない」などの発言を行っており、被ばくのリスクや影響を否定する立場



# 原子力規制庁幹部

原子力規制委員会の発足に合わせ、事務局として安全規制や危機管理の実務を担う原子力規制庁が20日から本格的に業務を始めた。しかし、幹部には経済産業省など原子力を推進する官庁の出身者が名を連ね、早くも「規制行政の信頼回復には程遠い人事」との指摘が出ている。

## 長官は警察庁から

### 「デモで本領」皮肉も

経産省審議官から、原発事故などに対応する緊急事態対策になった安井正也氏(54)。資源エネルギー庁原子力政策課長だった2004年、原発の使用済み燃料を地中廃棄する費用を試算したのに「試算は存在しない」との国会答弁を作成したとして、厳重注意処分を受けた人物だ。

原子力規制委員会(5人)	
原子力規制庁(約450人)	
長官	原子力規制事務所(全国22カ所)
次長	
緊急事態対策監 原子力地域安全総括官 審議官(3人)	
総務課	原子力規制事務所(全国22カ所)
政策評価・公聴広報課	
国際課	
技術基盤課	
原子力防災課	
監視情報課	環境省(約10人)
安全規制管理官(5人)	
原子力規制委員会と原子力規制庁	
経済産業省 原子力安全・保安院 (約350人)	
原子力安全委員会 (約40人)	
文部科学省 モニタリング部門 (約40人)	
内閣官房、警察庁、国土交通省など (約10人)	

原子力規制委員会と原子力規制庁

# 推進官庁出身ずらり

## 「信頼回復程遠い」の声

学技術庁の原子力局に動向に対し、国の立場で原... 務した経験がある。桜田 発の安全性を主張した原... 道夫氏(53)は東大工学 子力発電業務室長だった... 部原子力工学科卒で、エ... こともある。... 残る一人の山本哲也氏... 原子力規制委員会が入るビルを背景に、上から... 時計回りに池田克彦原子力規制庁長官、森本英... 香次長、安井正也緊急事態対策監、黒木慶英原... 子力地域安全総括官、名雪哲夫審議官、桜田道... 夫審議官、山本哲也審議官。下方に抗議集会の... 様子「コラージュ」

重視してきた環境官が身母体だ。

このほか、初代長官は前警視總監の池田克彦氏(59)が就任。原子力地域安全総括官の黒木英氏(54)も警察庁出身だ。ともに警備部門の経験が長く危機管理への待から起用されたが、民間関係者からは「その規制で本領を発揮するのは」との皮肉も。黒木氏は改革準備室長として3日、滋賀の原子力防災専門委員会に招かれた際、規制機

(52)は経産省原子力安全・保安院から。東京電力・福島第1原発事故には首席統括安全審査官として席を占めた。文科省とも対応した。文科省ともは、日本の場合、考えに米国が提供した原発周を導き出す議論が周辺の放射線分布地図を放

## 池田克彦 長官

なぜ、前警視總監？  
デモを規制するため？

# 原子力規制庁

@六本木ファーストビル  
(家賃は1ヶ月に4300万円)  
1年5億1600万円)

## 山本哲也 審議官

原子力安全・保安院出身  
福島第一原発事故に  
主席統括安全審査官として対応  
初期被ばくを避けなかった責任  
とりました？

## 桜田道夫 審議官

東大工学部原子力工学科卒  
資源エネルギー庁出身  
元原子力発電訟務室長  
(住民訴訟に対し原発の安全性を主張)

## 名雪哲夫 審議官

旧・科学技術庁  
原子力局出身  
核燃料取扱  
主任者の資格  
持っています！



## 森本英香 次長

準備室の時から、市民の声  
無視してましたね。

## 安井正也 緊急事態対策官

使用済み燃料の地中廃棄費用、  
試算隠して嚴重注意。

## 黒木慶英 原子力地域安全総括官

なぜ、警察庁出身者？

「(規制機関に)原子力に反対する人も入るのは、  
日本の場合、考えにくいのでは」と発言しその場で陳謝

# 要職は警察と原発推進官庁出身者!!

# 主要課題とスケジュール

	2012年 9月	2013年 4月	7月	12月
東電福島 第一原発		●11/7 特定原子力施設の指定 ●11/20～健康管理のあり方に関する検討		中長期的安全確保及び信頼性の向上(継続的な取り組み) →
安全規制		改正原子炉等規制法施行準備 発電用原子炉関係 →	●7/18(施行期限)	サイクル施設関連 → 12/18(施行期限) ●
防災		●10/31 原子力災害対策指針策定 ●原子力災害対策指針の更なる充実に向けた検討 指針に基づく地域防災計画の策定 ●3/18(設置法の一部の施行期日)		
破砕帯調査		●10/17～大飯発電所調査 ●11/14～敦賀発電所調査 ●11/20～東北東通原子力発電所調査		
国際関係	●9/17～21 IAEA総会	国際原子力規制者会議@日本 ●2013年 ●12/15～17 福島閣僚会議 IAEAの総合規制評価サービス受入れ ●2013年後半(予定)		
組織	●9/19 原子力規制委員会発足		●4/1 文部科学省から原子力規制委員会への、 RI規制、核不拡散のための保障措置、環 境モニタリング結果の取りまとめの移管	



# 発電用軽水型原子炉に関する 基準の策定の概要

## 安全目標 性能目標

## シビアアクシデント 対応

## 設計基準事故対応

- 設計基準事故への対応  
・指針の見直し、規則化

- 設計基準を超える外的事象として  
考慮すべきもの
  - ・設計基準を超える自然現象
  - ・意図的な航空機衝突、テロリズム 等
- 設計基準を超える事故として  
考慮すべきもの
  - ・確率論的リスク評価等の知見に基づき考慮すべき事故
    - －著しい炉心損傷に至る事故シナリオ
    - －格納容器破損モード
- シビアアクシデント対策の基本方針
  - ・設計基準を超える外的事象に対する頑健性
  - ・恒設設備と可搬式設備による対応
  - ・シビアアクシデント対策設備の信頼性、耐環境性等
- シビアアクシデント対策の安全評価
  - ・前提条件、評価方法、判断基準等

## 設計基準地震・津波

- 旧原子力安全委員会が本年3月に取りまとめた耐震指針改訂案にある東北地方太平洋沖地震を踏まえた耐震安全設計方針、津波に対する安全設計方針等の要件の分類・整理

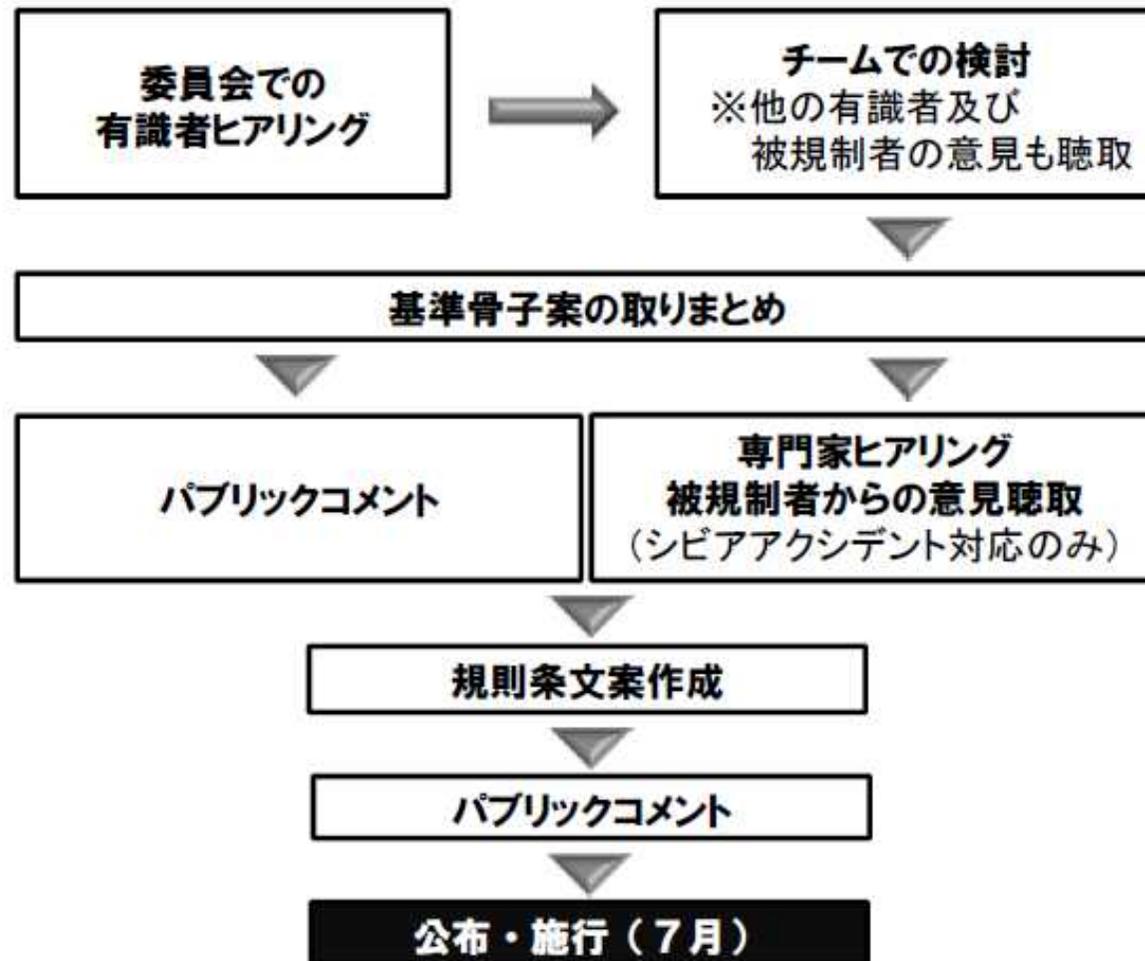
さらに最新知見の反映等による安全審査の高度化を図る観点から以下の事項について基準の中で明確化

- 地震関係の設計基準として考慮すべきもの
  - ・敷地の特異な地下構造による地震動の増幅を反映した地震動評価
  - ・活断層がサイトの至近距離にある場合の不確かさを考慮した地震動評価
  - ・耐震設計上考慮する活断層の認定方法
  - ・サイト敷地内の断層の活動性評価、施設への影響評価 等
- 津波関係の設計基準として考慮すべきもの
  - ・敷地に津波を侵入させない(いわゆるドライサイト)とする安全設計方針の内容
  - ・津波防護設備の性能要件 等
- 共通事項
  - ・シビアアクシデント対策設備等に対する要件 等

※シビアアクシデント対策に係る検査等の後段規制については、別途検討。



# 新基準策定スケジュール





# 原子力災害対策指針の概要

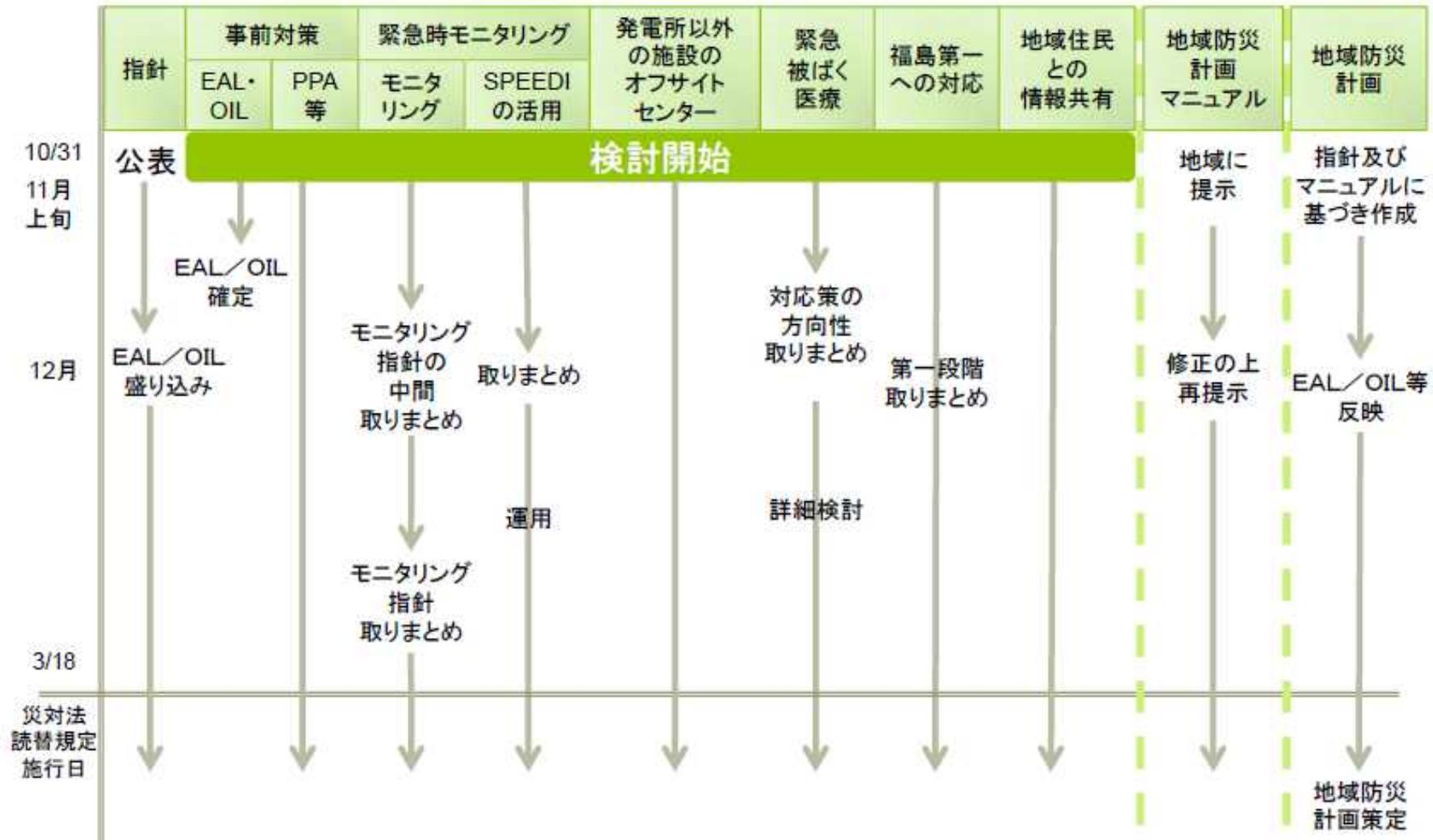
(平成24年10月31日原子力規制委員会決定)

- **原子力災害対策に係る基本的事項**
  - 指針の位置づけ
  - 原子力災害の特徴
  - 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方
- **原子力災害事前対策に係る事項**
  - 緊急時の意思決定ための基準となるEAL・OILの設定
  - 避難準備等の事前対策を講じておく区域であるPAZ(施設から5キロを目安)・UPZ(施設から30キロを目安)の導入
  - 情報提供、モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備
- **緊急事態応急対策に係る事項**
  - 迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
  - 住民等への迅速かつ的確な情報提供
  - EAL・OILに基づく適切な防護措置(屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等)の実施
- **原子力災害中長期対策に係る事項**
  - 放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
  - 影響を最小限にするための除染措置の実施

※東京電力福島第一原子力発電所事故については、その実態を踏まえた適切な対応が必要であることを別途記載。



# 指針策定後のスケジュール





# 検討体制

(平成24年11月現在)

## 原子力規制委員会

### 原子力災害事前対策等に関する検討チーム

緊急事態における意思決定や防護措置の実施に係る基準等について、国際基準等を踏まえつつ検討。

中村 佳代子 原子力規制委員会委員  
更田 豊志 原子力規制委員会委員

木村 秀樹 青森県原子力センター  
下 道國 藤田保健衛生大学  
立崎 英夫 (独)放射線医学総合研究所  
本間 俊充 (独)日本原子力研究開発機構  
榎本 和義 高エネルギー加速器研究機構  
渡辺 憲夫 (独)日本原子力研究開発機構  
梶本 光廣 (独)原子力安全基盤機構  
齊藤 実 (独)原子力安全基盤機構  
宮木 和美 (独)原子力安全基盤機構

### 緊急被ばく医療に関する検討チーム

緊急被ばく医療の設備、災害医療との連携や、安定ヨウ素剤の配布基準、スクリーニングの技術的課題等について検討。

中村 佳代子 原子力規制委員会委員

明石 真言 (独)放射線医学総合研究所  
鈴木 元 学校法人国際医療福祉大学  
細井 義夫 国立大学法人広島大学  
山口 芳裕 杏林大学医学部付属病院  
横山 邦彦 公立松任石川中央病院

※「SPEEDI活用方策を含む緊急時モニタリング等の在り方」、「福島第一への対応」についても、年内を目途に具体的な方向性等を示す。  
また、それら以外の検討事項についても、進捗状況を踏まえ順次着手する予定。



# 住民の健康管理のあり方に関する検討

## 概要と目的

- 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染と長期に継続する住民の健康不安に対応すべき事項を検討し、関係行政機関へ必要な勧告を提示するため「健康管理検討チーム」を発足させることとした。
- 検討チームでは、放射線による障害の防止の観点から、健康管理のあり方について有識者から意見を聴取し、原子力規制委員会における検討に資することを目的とする。

## 検討課題

- 健康管理調査の意義
- 健康管理調査の実施体制
- 健康管理調査の方法（被ばく放射線量の推計、甲状腺検査 等）
- 健康管理調査データの取扱



# 健康管理のあり方に関する検討体制等

## • 検討スケジュール

- 11月下旬から12月末までに、3回～4回程度開催。
- 11月30日に第1回会合を開催予定。

## • 住民の健康管理のあり方に関する検討チーム

中村 佳代子 原子力規制委員会委員

大津留 晶 福島県立医科大学放射線健康管理学講座教授

小笹 晃太郎 公益財団法人放射線影響研究所疫学部長

木田 光一 (社)福島県医師会副会長

# 原子力規制委員会の権限

「政治的なことには関与しない」として、  
田中俊一委員長は、大飯原発の運転続行、  
大間原発の建設再開を容認

- ① 「政治的なことには関与しない」の意味は？
- ② 「科学的・技術的」な問題に議論を絞るのだったら、「科学的・技術的」な審議未了の大飯原発をまず止めるべき

# 改定原子炉等規制法

(設置の許可)

第四十三條の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

第四十三條の三の六 原子力規制委員会は、前条第1項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

# 改定原子炉等規制法

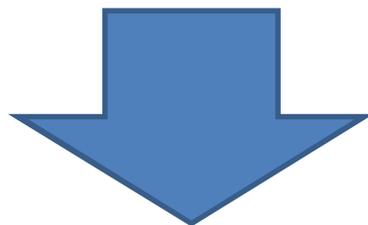
四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること

# 改定原子炉等規制法

第四十三條の三の二十三 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三條の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、…当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

**原子炉設置許可権限を持つ者は、  
当然にして、その取り消し権限を  
持つ**

**いままでは経済産業大臣  
(いちおう、選挙で落とせる)**



**民意が届かない  
5人の原子力規制委員会が  
原発に関する  
すべての権限を握ってしまった**

# 原子力規制委員会に要請書提出①

## (2012年10月18日)

1. 「原子力災害対策指針」の策定の前に福島の実態を調査し、「年20ミリシーベルト」を基準とした国の避難政策を見直してください。また、策定の際には、広く市民の意見もきいてください

2. 新安全基準に基づく安全審査が未了の原発は止めて下さい。大飯原発をまず止めて下さい

3. 再稼働に向けた安全基準づくりを拙速に行うべきではありません。安全基準の「骨子」による判断を行うべきではありません

# 原子力規制委員会に要請書提出②

## (2012年10月18日)

4. 大間原発の建設中止を勧告して下さい

5. 市民の声にも耳を傾けてください。市民からの要請書を読みもせず「理解しがたい」と決めつけることはやめてください

6. 公安警察を入れての傍聴者の監視をやめてください

**規制委は完全無視**



# 内容面での主要な課題

## 1. 原発事故の影響による住民の健康管理

福島県側の県民健康管理調査ですでに市民団体などから指摘されている問題をカバーできていない

## 2. 原子力災害対策指針

パブコメにかけていない。福島原発事故の避難問題を検証せず、IAEAの緊急時被ばく防護の基準（100mSv／7日間、100mSv／年など）を導入か？

## 3. 新安全審査基準

とにかく拙速。時間のかかる対策は後回し。  
設計に関する対策はせず。

たった5人の「雲上人」がすべて  
を決めることの恐ろしさ  
～実は官僚のレールの上